

告示

埼玉県告示第四百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア鳩ヶ谷駅前店

埼玉県川口市大字里千五百九十一番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）サミットストア鳩ヶ谷駅前店

埼玉県鳩ヶ谷市里千五百九十一番地一外

（変更後）サミットストア鳩ヶ谷駅前店

埼玉県川口市大字里千五百九十一番地一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）サミット株式会社 代表取締役 田尻一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

（変更後）サミット株式会社 代表取締役 服部哲也

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）サミット株式会社 代表取締役 田尻一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

（変更後）サミット株式会社 代表取締役 服部哲也

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和四年四月十五日

二 縦覧期間

令和四年四月二十六日から令和四年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月二十六日から令和四年八月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課